

贈賄防止に関する基本方針

1. 贈賄の禁止

JSRは、国内外を問わず、商業賄賂規制を含む腐敗防止関連法令において規制の対象となるあらゆる対象者に対し、直接または間接を問わず、対象者の職務行為に不正に影響を与えることにより利益または便宜を得ることを意図し、利益提供またはその約束¹を行いません。

2. 体制整備

JSRは、本方針を全ての役職員等に遵守させます。

JSRは、その役職員等に対し、本方針に違反し、またはそのおそれのある行為を発見した場合は、内部通報制度などをを利用して会社に報告させるものとし、当該通報をしたものに対する報復を行いません。

3. 監査および制度の見直し

JSRは、継続的かつ有効な贈収賄防止体制を維持するために、定期的に内部監査を行うとともに、贈賄防止体制の評価・見直しを実施します。

4. 教育の実施

JSRは、本方針が遵守されるよう、役職員等に対し適切に教育を実施します。

5. 取引内容の記録および保管

JSRのすべての取引および資産の処分について、正確かつ適切に会計記録を作成し、これを保管します。

6. 処罰

JSRは、役職員等が本方針に違反した場合、就業規則等に基づき、当該役職員等に対し、厳正に処罰を行います。

以上

(用語の定義)

- 1) 利益提供またはその約束とは、金銭及び物品のほか、飲食等の接待、娛樂の提供、旅行費用等の負担、寄附、外部団体への加入その他のあらゆる有形または無形の利益を提供またはその約束をすることをいい、これらの直接の提供のほか、代理人等の第三者を介した間接的な提供も含みます。

制定：2020年8月